

令和元年度

第1回八王子市環境審議会

令和元年 7月22日(月)

本庁舎事務棟3階 特別会議室

八王子市環境政策課

令和元年度 第1回八王子市環境審議会出席者名簿

会 長	奥 真 美	
副 会 長	千 明 武 紀	
委 員	櫻 井 達 也	
	西 川 可穂子	
	大 竹 邦 江	
	荒 井 富 雄	
	大久保 雅 司	
	上 村 邦 彦	
	池 田 ヒロミ	
	横 田 信 博	
	荒 井 和 誠	
事務局職員	環境部長	三 宅 能 彦
	環境保全課長	石 井 正 光
	環境政策課長	南 部 か や
	水環境整備課長	谷 口 哲 也
	環境保全課課長補佐	佐 藤 高 広
	水環境整備課課長補佐	赤 尾 隆 範
	環境政策課主任	三 田 さとみ
	環境政策課主任	堂 本 照 美
	環境政策課主任	松 井 健
	水環境整備課主任	清 水 亨
	環境保全課主事	吉 澤 遼
	環境政策課主事	高 橋 康 平
	環境政策課主事	山 田 涼

令和元年度 第1回 八王子市環境審議会

令和元年7月22日（月）

午後3時00分から

本庁舎事務棟3階 特別会議室

次 第

- 1 みどりの基本計画について
- 2 地球温暖化対策地域推進計画について
- 3 水循環計画について
- 4 第2次環境基本計画平成30年度の進捗状況について（報告）
- 5 その他

○**奥会長** ただいまより、「令和元年度 第1回八王子市環境審議会」を開催いたします。

最初に委員の出欠状況につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

○**三田主任** 本日の出席状況についてご報告いたします。

まず、事前に欠席のご連絡をいただいている委員の方のご報告をさせていただきます。

荒井康裕委員、中島委員、沼田委員、鷺谷委員の4名となります。

定足数につきましては、15名の委員のうち11名の出席をいただいております、過半数割れておりませんので、この審議会は成立しております。

出欠については以上です。

○**奥会長** ありがとうございます。

続いて、配付資料の確認について、事務局よりお願いいたします。

○**三田主任** 配付資料のご説明をさせていただきます。

事前に配付させていただいたものとして、審議会の次第がA4で1枚。

次に、資料1-1八王子市みどりの基本計画（改定計画素案たたき台）で、A4両面で冊子の形式になっているもので、31ページあります。

次に、資料1-2施策展開と個別施策で、A3両面で1枚。

続きまして、資料1-3個別施策概要で、A4両面10ページになっています。

資料1-4みどりの将来像で、A4の紙が1枚、こちらが資料1の議題1の資料になります。

続きまして、議題2の資料としまして、資料2-1「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」の改定概要が、A4両面で1枚。

続きまして、資料2-2八王子市地球温暖化対策地域推進計画（イメージ）が、冊子の形になりまして、A4両面で27ページ。

続きまして、資料2-3八王子市地球温暖化対策地域推進計画改定の新たな題材（案）で、A3両面で3枚になります。

続きまして、議題3の水循環計画についての資料が、資料3-1八王子市水循環計画の改定について（中間報告）が、A4両面で2枚。

続きまして、資料3-2八王子市水循環計画（中間報告）が、冊子の形になっております。A4両面で、ページ数が全て通しになっていないのですが、最終ページが56ページになります。

また、本日机の上に置かせていただきました、当日配付差替え資料3-2、A4両面1枚のものが、資料3-2水循環計画（中間報告）の目次の差し替えになっていますので、これをそのまま差し替えてください。

また、資料4としまして、第2次環境基本計画平成30年度の進捗状況について（報告）というものが、A4両面で9ページ、当日配付とさせていただきます。

資料の説明については以上になります。

○**奥会長** 資料の種類が多いですけれども、全てお手元にございますでしょうか。

それでは、早速次第に沿って進めてまいります。

まず、議題の1でございますが、みどりの基本計画について、環境保全課長からご説明をお願いいたします。

○**石井環境保全課長** それでは、みどりの基本計画の改定状況について、中間報告をさせていただきます。

今年の4月1日、人事異動で環境保全課長に着任しました石井と申します。よろしくをお願いいたします。恐れ入りますが、着座にてご説明させていただきます。

まずは、資料1-1の1ページをご覧くださいと思います。

みどりの基本計画とは、都市緑地法に基づき、みどりに関する各施策を総合的かつ計画的に進めるために策定する計画となっております。

改定の趣旨につきましては、現計画が平成22年に策定されてから10年が経過し、その間、社会情勢や市民ニーズの変化、上位計画や関連計画の改定、都市緑地法等の改正等もございまして、そのような状況から、改定をすることとなっております。今回の改定では、これまでのみどりの量の整備を急ぐ時代から、みどりが持つ多機能性を引き出す質の向上を重視した内容として策定しております。

ページをおめくりいただき、2ページをご覧くださいと思います。

計画の位置付けについてですが、本計画は、環境基本計画の個別計画として位置づけられているほか、上位計画には八王子ビジョン2022、都市計画マスタープラン、その他、都との計画とも連携しております。

計画の期間につきましては、令和2年度から令和11年度までの10年間としておりまして、3ページにございます本計画におけるみどりは樹木や草花だけでなく、自然的な空間やオープンスペースなど、広義的にとられたものとして定義しております。

ページをおめくりいただきまして、4ページをご覧くださいと思います。

みどりの機能につきましては、現行計画で定めている四つの機能、環境保全・改善、都市防災向上、レクリエーション、景観形成・創出に加えまして、これからの時代に即した機能といたしまして、地域コミュニティの形成、子育て・教育を加え、六つの機能として整理いたしました。5ページから6ページにかけては、それぞれのみどりの機能を説明したものとなりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、7ページをご覧ください。

八王子市の位置、地勢を図とイラストで示したものとなっております。

続きまして、8ページの人口動態ですが、今後10年間、総人口は4から6%減少する一方、高齢者の人口は、2から3%増加することが想定されているため、みどりの量との比率で見ますと、一人当たりのみどりの量は今後増えていくということになっております。

一部、人口ピラミッドの図形が入っておりませんので、それは今後、差し加えていく予定となっております。

次に、9ページをご覧いただきたいと思ひます。

現計画では、みどりの確保目標として、緑被率と公園充足率を定めております。一つ目の目標、緑被率につきましては、目標値61%に対し、現在58.4%となっており、この10年間で2.6%減少しております。

次に、10ページをご覧いただきたいと思ひます。

二つ目の目標、公園の充足率です。これは、市内の約930か所の都市公園の規模と役割によって誘致距離が定められておりまして、現計画の目標値90%に対して、現在2.8%増の84%となっております。

次に、ページをめくっていただきまして、現計画による主な成果となっております。

まず1番目としましては、特別緑地保全地区の指定を初め、公園の新規整備、生産緑地の指定、JR八王子駅前みどりの空間の維持管理、それから公園アドプト団体の増加、環境教育・環境学習の実施、そして最後になりますが、一昨年、市制100周年記念事業として、第34回全国都市緑化はちおうじフェアの開催などがございます。

次に、13ページをご覧いただきたいと思ひます。

今後、取り組むべき課題となります。大きく分けて三つございます。

まず1点目が、ストックされたみどりへの対応。これが質の向上となっております、内容といたしましては、拠点となるみどりを選定し、優先順位をつけて整備することが

必要となっております。そして、みどりの管理に係る財源をみなす仕組みづくりも検討がまた必要となっております。

2点目、減少するみどりの対応。これは、量の確保という意味になります。内容といたしまして、緑被率が減少する中で、とりわけ中央地域は面積が少なくなっている状況となっております。そして、生産緑地の2022年問題より、今後減少が予想される状況となっております。

3番目、多様な主体との連携のさらなる推進。こちらが、協働推進や環境教育となっております。内容といたしましては、誰でも気軽に参加できる協働の裾野を広げる。緑化フェアで向上した市民意識を永続的にするなどの取り組みが必要です。

続きまして、14ページをご覧くださいと思います。

みどりに関わる社会情勢となっております。まず1番目が、少子高齢化・人口減少社会の進行に伴う担い手不足。そして、2番目が、ライフサイクル・価値観の多様化、3番目が、社会インフラの老朽化による施設の公園遊具等の更新というのがございます。

また、自然環境問題への対応につきましては、自然災害への対応、地球温暖化の進行、生物多様性の保全などがございます。

次に、17ページをご覧くださいと思います。

国との施策については、関連する計画を挙げております。主なものとしましては、量の整備から多機能性を引き出す質の向上に移行すべきと示されています。そして、「新たな都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告でも同様なことが言われているところです。

そして2番目、都市緑地法等の一部改正。

そして3番目、グリーンインフラ推進戦略などがございまして、いずれもみどりを守るから、みどりを活用する方向へとシフトしていく必要があります。

次に、19ページ市民意見について、現在、市民委員で構成される各種検討会のほか、19ページ上段にあります①から④のアンケート調査を行い、今後は⑤のパブリックコメントを実施する予定となっております。

調査結果としましては、主な項目として、定住の意向、みどりのあり方、みどりの役割、満足度向上、保全維持管理についての掲載がございます。満足度向上につきましては、公園の設置や整備などの意見が多くございました。

このような社会状況の変化、自然環境問題の対応、国等の方向性を踏まえ、21ペー

以下の段のとおり基本方針を定めました。

1番、確保されたみどりを適正に管理、整備することで、効果的に機能を発揮する質の向上。

2番、みどりの量を確保し、良好な自然環境を増やし、自然環境を創出する量の確保。

そして3番目、みどりの活動の裾野を広げ、多様なパートナーによる活動を推進する。

この三つを基本方針としました。

次に、22ページをご覧いただきたいと思います。

このような状況から、基本理念につきましては、現行計画とほぼ同じ内容となりますが、本計画では質の向上に重きを置くことを基本方針といたしまして、「機能を活かし」という言葉を追加しました。

また、みどりの将来像につきましては、現行計画と同じ内容となりますが、よりイメージしやすいように、こちらの右側にイラストを差し込む予定でございます。

本計画の目標といたしましては、現行計画と同様、みどりの量と公園の面積に加えまして、アドプト団体やみどりにかかわる事業への活動人数を目標とする指標も新たに設定する予定となっております。具体的な数字につきましては、現在、関係者の皆さんと調整をしている状況となっております。

続きまして、ページが飛びますが、26ページをご覧ください。

新たな計画書の体系図となっております。

先ほど、お話をさせていただきました三つの基本方針、それに伴う10の施策方針、27の施策展開で構成されておまして、基本方針Ⅰみどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくりは、質の向上となっております。

基本方針Ⅱみどりの確保による豊かな自然環境との共生は、量の確保となっております。

基本方針Ⅲ幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承は、市民協働、環境教育の三つの基本方針に、それぞれ施策方針、施策展開といった個別施策がぶら下がっているような構成となっております。

続きまして27ページをご覧いただきたいと思います。

この27の施策の中で、特に重要度の高い施策は、リーディング・プロジェクトとして挙げております。

一つ目、八王子駅南口集いの拠点（医療刑務所跡地）の整備推進。これは、市内のみ



どりの量は、地域によって隔たりがあり、特に中央地区にはまとまりのあるみどりが必要となっております。そのような中、八王子駅南口集いの拠点の整備推進では、防災機能と市民のサードプレイス、そして、有事の際の防災機能を兼ね備えた市民が気軽に立ち寄り、交流できるにぎわいのある空間を目指し、現在計画を進めています。

続きまして、28ページをご覧ください。

二つ目、グリーンパートナー養成講座、地域拠点花壇支援事業、地域花壇創出事業の推進。平成29年に開催されました全国都市緑化はちおうじフェアのレガシー事業として、みどりを育む人材と、まちなかの景観形成モデルとなる花壇をつくり、これらを各地域に広めていくと同時に、地域のコミュニティーを醸成するよう今後も継続して取り組んでいきます。

続きまして、29ページをご覧ください。

三つ目、上川の里特別緑地保全地区の維持と活用。良好な里山環境は、景観要素としても重要だけでなく、生物多様性の保全や里山環境を楽しむ場としても重要な機能を備えております。このような里山を市民、事業者、行政が連携して、維持管理をする仕組みを推進するとともに、子ども教育の場としても活用できるよう、自然と人が触れ合う場として魅力を高めていきます。

最後に、30ページをご覧ください。

子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進。本市の豊かなみどりを将来に継承するためには、子ども達が幼少期からみどりに触れることが大切であると考えております。今後は、体験を重視した環境教育・環境学習の機会を十分に取り組みとともに、環境学習を促進するための副読本などを作成し、周知していく予定となっております。

以上の4本をリーディング・プロジェクトとして掲げております。

資料1-1の説明は以上となります。

続きまして、資料1-2。こちらは、先ほどお話をさせていただきました施設展開と個別の施策となっております。

そして、資料1-3。こちらが、資料1-2をより具体的にまとめた内容となっております。

資料1-4につきましては、みどりの将来像として、拠点となるみどりを示した内容となっております。

説明につきましては以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**奥会長** ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明のありました内容について、ご質問、ご意見などがありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どこからでもよろしいかと思えます。お気づきの点がございましたら、お願いします。

はい、どうぞ。櫻井委員。

○**櫻井委員** よろしくお願いいいたします。

みどりの機能の定義について、4ページに6つ挙げていますが、この機能の定義というのは、国の中で共通認識みたいなものがあるのか、八王子市の中で独自に考えているものなのか、その点を教えていただけますでしょうか。

○**石井環境保全課長** 先ほどのご説明と重複するところもございますが、このみどりの計画を立てて10年たっております。その中で、所管する我々としまして、人とのかかわり合いの中、それからみどりを見る中で、当初の4つの機能のほかに、改めて子育てや、環境学習の一次的な機能とか、あとはみどりの維持管理活動を一緒に市民とともにやることによっての市民のコミュニティーの形成というのは見えてきたところがあります。

これにつきましては、都の計画等も、方向性としてはやはりみどりの活用と意味合いの中では、今までの量から活かすという活用の中では、同様な考え方がございます。

○**櫻井委員** はい、わかりました。ありがとうございます。

○**奥会長** はい、お願いします。千明委員。

○**千明委員** 関連した話になりますが、3ページの「本計画の“みどり”とは」というのが、考え方はわかるのですが、今おっしゃった機能のことが書いてあり、三つの機能がほとんどここへ書いてある。これは、文章を全部読めばいいのかもしれないですが、みどりとはとこだわってしまうと、2番目の生態系とか4番目の機能を持つ空間とか、5番目の景観とかという、それがみどりであるというように読めてしまう。強いて言えば、3番目のオープンスペースもみどりがあると読めてしまう。ですから、これは結果ではなく、結果というのが次のページに今は機能で出ましたけど、こういうものを大切にしていって、こういう機能がみどりにあるという感じに捉えて、これがみどりであると読めてしまうのがどうも気になります。それで、一番下に代替案というのが出ています。代替案は全然当たり障りはなく、これはこの通りだなと思うのですが、みどりとはという定義にも見えてしまいます。これだと、基本計画を非常に難しくしてしまうと思います。ですから、専門的な感じになっていて、市民的視線から読んだ場合に非常にわかりにく

いと思います。以上です。

○**奥会長** 何かお考えがありますか。みどりという言葉そのものをここで定義づけしようとしているのでしょうか。

○**佐藤課長補佐** よろしいですか。環境保全課、佐藤です。よろしくお願いします。

こちらの3ページの上段にございます、みどりの説明ですけれども、実は現行計画のみどりの定義をそのまま引用しているものとなります。加えて、細かいところになりますが、3番の最初に「公園」を書き加えまして、みどりの定義として、みどりにかかわるものを全て相対的に捉えたものとして位置づけております。それぞれの施策に関連づけをしておりまして、定義ということで位置づけをさせてもらっておりますけれども、下の方にある代替案も、これはまだ検討会の中でも議論させていただいておりますので、上の従来の表現にするか、下のもう少しまとめた形にするかというところで、今検討しているところでございます。

○**千明委員** 「みどり」については以前にも言った記憶があるのですが、今のお話ですと、それがそのまま変わっていないということでしょうか。

○**佐藤課長補佐** そうですね。再度、表現について検討させていただきたいと思います。

○**奥会長** 千明委員は、表現の仕方が代替案の方がいいのではないかというご意見ですよ。いずれにしても、みどりという言葉で捉えようとしている範囲というのは、単に草木や樹木だけではなくて、それらを中心とした空間も含めてみどりとして捉えているということが、ここで明らかにしようとしているということですよ。

○**佐藤課長補佐** そのとおりです。

○**奥会長** そこから引き出される機能というのが、4ページに具体的には6項目あるということで、整備されている。ですから、3ページの定義の表現の仕方、そこはまたご意見を踏まえて検討していただいて、4ページにきれいに繋がるように、流れを整理していただくということになるかと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○**荒井（冨）委員** 一つよろしいでしょうか。

○**奥会長** はい、どうぞ。荒井（冨）委員。

○**荒井（冨）委員** すみません、今回初めての出席なのでよくわからないのですが、基本計画としては、恐らくこれでいいのだらうと思いますが、第4章と5章というのは、今後提示されるのですか。

○**奥会長** 4章は地域別の行動方針で、5章は計画の推進ですね。はい、お願いします。

○**佐藤課長補佐** 第4章につきましては、今月、庁内検討会と、市民検討会を予定しております。そこで具体的に出てくるものになります。基本的に、第3章に出ていますみどりの基本計画のそれぞれの地域ごとの施策を地域ごとにまとめたものがここに出てくるといったことになりますので、こちらは新たに出てくるというよりは、地域別のものをここでまとめたものとして挙げるような予定であります。こちらは次回の審議会、9月もしくは10月ごろを予定していると思いますけれども、そちらで最終的な素案としてお示しできる予定でございます。

○**奥会長** よろしいですか。地域別については次回ですね。

ほかはいかがでしょうか。はい、荒井（和）委員、お願いします。

○**荒井（和）委員** 15ページ目にコラムがあるので少々悩みますが、5ページ目の都市防災向上にもありました、みどりの水の涵養機能、いわゆる土砂災害というのは今も多いかと思いますけれども、当然みどりがあるところに雨が降っても、ある程度の涵養機能があって土砂災害を防ぐという効果がありますよね。荒井（富）委員も美山の方ということですので、みどりがあることで上流部である程度水の涵養機能があれば、鉄砲水みたいなものは防げるといったものを、都市防災向上なのか、みどりによる気候変動の適応策なのか悩みますけれども、そういったところも入れてみたらいいのかなと思います。恐らく、市街地のみどりという機能のことで書かれているのが、都市防災の向上かなという動きですので、何かそういったところも入れてもらってもいいかなと思いました。

あと、15ページの②地球温暖化の進行というところの1行目が、恐らく、地球温暖化の進行によって局地的な集中豪雨の発生などの気候変動だという意味ですね。気候変動による地球温暖化の進行というのは言葉がおかしいので、これは直したほうがいいかなと思いました。

○**奥会長** そうですね。文章がおかしいですね。

○**荒井（和）委員** 以上です。

○**奥会長** ありがとうございます。

最初の点は、涵養機能が水を蓄える機能ですよ。

○**荒井（和）委員** 蓄える機能ですね。

○**奥会長** 4ページの①環境保全・改善の第2段落目で若干触れられてはいますけれども。

○佐藤課長補佐　そうですね。今、ご指摘いただきました通り、涵養機能というのも大事な機能ですので、説明として書き加えさせていただきます。

○奥会長　その言葉をきちんと出していただければよろしいかと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○荒井（富）委員　涵養林という部分でいくと、地域別の行動方針というところで、それを特に言いたかったのですが、現状、基本的には保全しか考え方が出てこないですね。その保全の仕方、後ほど水の関係の方にも、人工林の問題などがいろいろ出てくるので、そういうところに踏み込んだ環境保全の改善とか、都市防災の向上などというところもみどりの機能の中で出てきていますので、もう少しこの基本計画の中に、より掘り下げた考え方を示せないのかなと思います。例えば、奥多摩は鹿が樹木の皮を食べて、木がみんな枯れてしまって、防災機能を果たさなくなっていますよね。八王子も美山町あたりは、鹿がどんどん出てきています。動物も山もそのまま保全だと言っているだけで何もしていないので、災害という部分においては現状では全く防げなくなってしまう。ここの文章の中でいくと、市民と協働でうまくやりたいというようなことばかりだけれども、それも少子高齢化になってきて限界が来ているので、もう少し本気度を出して、お金をつぎ込んで、やはりみどりを守る政策をつくっていかないといけないのかなという気がします。

○奥会長　はい、そうですね。それを地域別のほうで具体的に書いたほうがいいのかというご提案ですか。それとも、その前の本編のほうですか。

○荒井（富）委員　基本計画の中にももう少し前向きな部分を入れられればいいのかなど。でも難しいならば、地域別でも構わないです。

○奥会長　どうでしょうね。はい、どうぞ。

○石井環境保全課長　捉えとして、荒井（富）さんのおっしゃるところもあるのですが、場合によっては全体というよりも、地域別の中で個別に対応するとか。

○荒井（富）委員　13ページの②今後取り組むべき主な課題で、事業に必要な財源を稼ぐという言葉も使っているわけなので、どういう形で資金投下をして守っていくかということが、やはり必要になってくるのではないかと思います。

○石井環境保全課長　今、思いつくものが個別のエリアの中での表現か、あとは具体的な話についても、所管が農林課等になってきていますので、調整しなければいけないという部分の中で、そこは検討をさせていただきたいと思います。

○荒井（冨）委員 一つ言っておきたいのですが、縦割りで終わらせないようにしてほしいのね。要するに、ここは農林課の仕事です。環境部はここまでです。ここから農林課です。ここは公園課ですというのをやってしまうと、せっかくの計画がうまく効果が出ないような状況になるので。

○奥会長 そうですね。そこは重要なところですので、それは十分認識はされているところだと思いますけれども、一方で所管側ときちんと調整をしなければいけないという、そういう手順はあるでしょうから、ぜひお願いします。

○荒井（冨）委員 言ってもなかなかできないと思いますが、やらないとだめなので。

○奥会長 具体的に、計画にどう落とし込んでいくかということをもたご検討いただいて、お示しいただければと思います。

そういう意味では、3章のところもまだ大枠だけ示されているような状況ですので、2章までのところで、国などの動向や、これから市民意見も踏まえてというところでは、3章で何を市として描くのかというところが、まだイメージしか示されていないようなところですので、もう少しここでどういった内容になっていくのかというのを出しているただかないと、恐らく今日のいろいろなご指摘に対応できないのかなと思います。特に生産緑地についても、条例で指定要件を緩和できるようになっていますから、それを市としてどうするのかとか、そうするとどれだけ生産緑地が確保できる見通しになるのかとかいったようなことというのは、やはり具体的に市の方向性を3章のところで明確にしていただかないと、何とも議論ができないような状況かと思います。

○佐藤課長補佐 よろしいですか。

お手元の資料1-2、こちらの資料には奥会長から話がありました、具体的な施策になりますけれども、左から3列目に施策の展開というところがございます。

ここの右側は個別施策ということで、それぞれの所管がぶら下がる具体的な事業になるのですが、施策の展開のところを見ていただきますと、防災の話ですとか、生産緑地の件ですとか、この辺も出ておりますので、あわせて限られた時間ではありますが、お目通しいただければと思います。

○奥会長 はい。冊子の形にはしていないけれども、資料1-2のところ、現時点で柱立ては全部出しているということですね。

○櫻井委員 よろしいですか。今、生産緑地の件で私も思ったのですが、都市マスタープランとも大きく関連していますし、それが例えば4章の地域別の行動方針から上がって

くるものと、恐らく都市マスタープランと関連させて、上からある程度のプレマップをつくって示さないといけないものもあると思います。その辺りが3章と4章の接続性が今は少し足りていないのかなという印象を持った次第です。4章で幾ら上がってきたとしても、果たしてそれが都市マスタープランにかなっているのかとか、資料1-2の3列目の施策の展開とかなっているのかとかという評価をどこでするのが大事なのかなと思いました。

○荒井（冨）委員 もう一ついいですか。

○奥会長 はい、どうぞ。

○荒井（冨）委員 資料1-2のI-2. みどりによる快適性の向上のところに、緑化条例見直しによるみどりの創出や、II-1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用の中で、上川の里特別緑地保全地区の維持と活用という部分があるのですが、実は法律で縛られ何もできないという部分が結構あります。特に上川の里は、木1本、草1本むしれないような特別な縛りがあるので、こんな縛りをずっと作っていると、現実には活用したくてもできない。ですので、確かに守るのは大事だけれども、ここまでなら許されるという部分を今後のこの政策の中で、国に訴えるような話になるのか、条例の中で活用できるようにするのか、そこの部分をやはり検討していただかないと、保全も活用も全く難しいと思うので、そこの点をひとつお願いしたいと思います。

○石井環境保全課長 上川の里について、資料1-1の29ページで方針として挙げています。ここの活用方針は、新たなプランをつくりながら、地域の方などと相談をさせていただき、一方では法律的な部分も視野に入れなければいけないのですが、今までのやり取りよりもステップアップしたような状況で、上川は進めていきたいなと思っていますので、いろいろ検討して今から行っていきたいと思っています。

○荒井（冨）委員 恐らく上川の里だけではなくて、八王子の中にもこういった特別な指定をされた保全地区が他にもあると思います。ですから、やはり真剣にそこをどうしていったらいいかということをやらないといけない。

○奥会長 ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。池田委員。

○池田委員 市民の皆さんからアンケートで、やはり町並みの美しさや、町の景観を求められる意見が多いと思います。リーディング・プロジェクトの中で、南口の拠点づくりに重きを置くとありますが、例えば北口方面に関して何かさらに質を向上させるようなみどりへの取り組みは具体的にはあるのでしょうか。北口はみどりの量が少なく、木が

高くなって光と影がないという印象があり、とてももったいないと思っています。樹木のレイアウト配置、高さ、花壇では、みどりを増やそうというところはいいけれども、質の向上ということこれから行うならば、ポイントでいいと思うので、空間のデザインなどを取り入れて、空間をプランニングできるととても印象が変わって、市民の方も満足する方向に少しでも行くのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○石井環境保全課長 ここで示しているのが、南口の部分であります、北口の中心市街地は、今もご存じの状況になって、新たな取組みというのが非常に難しいところがあります。現在、市で開発などをする時も、ある程度木を植えてくださいと、木をポイントとして協議していますけど、それを壁面緑化とか、そう言った部分で制度を変えながら、模索していこうかなというのが今回計画の中でも挙げているところです。

○奥会長 ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。西川委員。

○西川委員 30ページの子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進ですが、まず環境教育・環境学習の推進、二つ目にそのための支援として副読本などを活用、最後に自然体験学習の推進とあるのですが、体系化した環境教育に関して、前回も少しお話したのですが、やはりぶつ切りになっては意味がないので、ぜひ自然に恵まれた八王子市ですので、体系化した環境教育の推進という、まず推進と支援ということが最初にありますけれども、長期的に体系化するような形で、仕組みづくりというのも入れていただくと、さらに環境教育としては充実したものになるのではないかなと思います。

○奥会長 しっかりとPDCAを回して、体系的に進めていけるような政策づくりということですね。

○西川委員 そうですね。低学年、中学年、中学、高校ということで。

○奥会長 それは、環境基本計画のほうでも同じようなご意見を前にいただきましたね。

○南部環境政策課長 そうですね。高校生などもターゲットにして、切れ目のない環境教育をする必要があるのではないかというご意見をいただいたかと思います。確かに環境教育は、子供は小学生の時だけ、今度は飛んで大人になってからまた学ぶということで、やはり真ん中が抜けてしまうので、おっしゃるように切れ目のないアプローチというのがとても重要だと思いますので、環境教育を整理していく中で、そういったことも考えながら進めていきたいと思っています。

○西川委員 よろしくをお願いします。

○奥会長 こちらのみどりの基本計画にどう表現するのかというのをご検討いただきました



いと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○千明委員 今の話ですけれども、八王子市はエコひろばが窓口になっているのでしょうけど、特に小学校は相当な数の環境教育を行っていると思います。川の学習が一番多いようですけれども、里山も少し行っているでしょうし。これを見ると、川もみどりですから、そういうものをみどりの基本計画のどこかに載せているのですか。出ていなかったみたいですけどね。環境市民会議が非常に協力しているわけですが、10校だか十何校か、それから学級、学年で言えばもっと多くなります。延べ人数では1,000人だかそれ以上の児童が、市民と一緒にいると思うのですが、それは環境部の中の仕事だと思しますので、このみどりの基本計画に多少入れたほうがいいような気がします。その環境教育をやっているわけですから。基本計画の中ではあるのかなと思えますけどもね。

○奥会長 資料1-2の裏面の一番上に出てくる、子どもにみどりの価値を継承する取り組みの推進、この柱の中に出てきています。

○千明委員 それは一般市民ではないですかね。

○奥会長 水辺の楽校など、3章の中に具体的には出てくるわけですね。

○千明委員 一般市民ではなくて、〇〇高、〇〇小学校で行っていて、一般市民に呼びかけて行っているというのではないから、恐らくそれも環境学習に相当力を入れているわけです。

○大竹委員 すみません、今のことで、第4章の地域別の行動方針ってありますね。そこで、各市民会議が実際に行っているものや、これから行うものを紹介したりしています。私は中央地区ですけど、そこではガサガサ探検隊を行った子供さんに対して、どこの小学校で行ったなどというのは記載されています。

○奥会長 わかりました。地域別の方で記載されるというところですよ。

○千明委員 そうですね。地域別では当然出ると思います。ガサガサ探検隊とは違い、各学校での活動になります。

○大竹委員 それとは別に、小学校向けに大体年に11校ぐらい行っておりますので、それも出てきていますね。

○千明委員 ですから、そういったものが出てこない、行っていないというように受け取られてしまうかなと、心配したのです。

では、単純な質問だけいいですか。これは、秋に出てくるときを待ったほうがいいのかもしいですけど、25ページの一番下に、みどりに関わる活動人数と書いてありますが、延べ人数なのか参加者なのか、それとも団体の人数なのか、どういう人がカウントされているのか教えてください。

○石井環境保全課長 先ほどご説明もさせていただいたのですが、数値的には今後出しますが、アドプト団体ですとか、みどりに関わる事業への活動人数、そういったものを出していきたいなと思います。

○千明委員 イメージは、団体の会員数みたいな感じですか。

○石井環境保全課長 そうですね。アドプト団体とか、あとはみどりに関わる事業への活動人数、そのような形で出していきたいなと思っています。

○千明委員 里山団体も市内に十幾つありますけど、そういうものをカウントしていくということですか。

○石井環境保全課長 そうですね、はい。

○千明委員 市民会議もそういった感じがするのですが、結構みどりに関することをやっているような気がしますけど。

○石井環境保全課長 そうですね。項目も整理していきたいと思っています。

○奥会長 ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ、大竹委員。

○大竹委員 14ページですけども、今後の社会において高齢者が活躍できる場としてみどりが活用されることも期待されますと書いてあるのですが、今、私も小学校で芝生の管理とか、子供たちと駅周辺の花植えとかを行っているのですが、やはり高齢者は結構大変です。元気な高齢者は、収入があるほうに行ってしまうので、そうではない高齢者が芝生を管理しても、熱中症になったりとか、腰を痛めたりとか大変なので、今は小学校のPTAの方も賛同してくださって、芝生を管理してくださっているのですが、やはり高齢者というより、若い世代とか、学校とか、事業所とか、そういうところに賛同してもらうことを期待しないと、もう高齢者に期待するときではないのではないかと思います。以上です。

○石井環境保全課長 委員さんがおっしゃるように、アドプト制度も、もう10年来を迎えていまして、最初の方たちが大分高齢化して、その後を担う次の世代がなかなか入ってこないという話も聞いております。今、我々が取り組みをかけているところに、大学生のサークルだとかボランティアクラブみたいなものもあります。そういったところは、

先輩が卒業しても後輩がまた入ってきますし、みどりに関する意識の高い学生をこういった活動に呼び込めないかと、大学にも声かけをさせてもらっているところです。

○**奥会長** 多様な主体をいかに巻き込んでいくのかということがもう少し強調されるべきではないかということですね。高齢者だけでなく、若い世代も含めて。この①の文脈は、どうしても少子高齢化の中でという話なので、このようにまとめざるを得ないみたいになってしまっていますけどね。

○**櫻井委員** 東京都のグリーンキャンパスプログラムがあったと思いますので、その辺も出していただけたらと思います。

○**奥会長** はい、お願いします。大久保委員。

○**大久保委員** 今の竹委員の話に私も賛同して、22ページの基本理念というのは、まさにそういうことを言おうとしていると私は理解をしております。質の向上や、新たなことを実施しようとしたときに、今のままでは人口減少に伴い、担い手がどんどん減ってきてしまうので、担い手の裾野をどんどん広げていくということが必要です。今までの人たちの参加の機会を増やしたり、例えば先ほどの学生の力を活用し、担い手の裾野を広げていく必要性をもっと訴求したり、我々事業者も含めて、ボランティアで参加する担い手の裾野を広げたりということが、今回の基本計画では大きな役割になっていると思います。そういった目的がこの基本理念に込められているということが、うまく伝わることにつながります。そうすることでボランティア活動の時間が今までは1時間だったものを2時間にするとか、または参加者数を10人だったのを100人に増やすといった行動を起こす危機感とモチベーションアップにつながるような計画にしていきたい。我々もチャンスがあればいろいろところで手を貸したいなと思えるような計画にしていきたいと思います。

○**奥会長** ありがとうございます。

3章のところ、それをうまく表現していただけたらということですかね。

○**大久保委員** その思いが込められているのが、この基本理念ですよということですね。

○**石井環境保全課長** 今、いろいろご指摘いただいたところで、まず課題の中で整理させていただいて、施策展開にも反映していきます。13ページあたりは、しっかり言葉を見直していきます。

○**大久保委員** 23のイメージに合って、いろいろな人たちがたくさん参加しているという絵がここにあるといいなと思います。

○**奥会長** ありがとうございます。

一通りご意見を頂戴したと思いますが、14ページ②のタイトルは、ライフサイクル・価値観の多様化になっていますが、ライフサイクルでいいですか。ライフスタイルではなくて。

○**石井環境保全課長** スタイルですね。

○**佐藤課長補佐** スタイルです。申し訳ございません。

○**奥会長** ライフスタイル・価値観の多様化ですね。

○**荒井（冨）委員** 一ついいですか。今、東電の大久保さんから話があった22ページの部分で、協働という部分がここに言葉として出てきますが、今、働き方改革があつて、先ほど大竹さんからお話があつたとおり、高齢、70歳までが大体働くような世代になってくる。片や一方では、AIが主流になってくると、今度は人が余ってくる可能性がある。そうすると、職を失ってどうしようかという人が出るのかもしれない。しかし、そういう人が市側で考えているボランティアを使うというのは無理ですよ。やはり生活をする中では、費用弁償ということも考えていかなければいけないと思うので、先ほどもお金を稼ぐ部分というのが出てきましたが、そういうものを含めて、将来的に向かつて人材が出てきたときには、やはりただで使うことだけではなく、それなりにきちんと費用弁償をして使えるような考え方をしていかないと、次世代に継承できないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**奥会長** 今のお話は、みどりの基本計画に限ったお話ではないですけどね。さまざまな環境生活等に関わっていただく中で、全てボランティアでお願いしますということの限界、その問題提起というお話だと思いますが、先ほどの仕組みづくりをどうしていくかということとも関連しますので、ご意見として伺っておきたいと思います。

では、多々ご意見を頂戴しましたので、事務局の方でまた修文をしていただき、さらにはより具体的な中身を次回お示しいただければと思います。ありがとうございました。

では、次の議題に移らせていただきます。

二つ目ですけれども、地球温暖化対策地域推進計画につきまして、こちらは環境政策課長、お願いします。

○**南部環境政策課長** それでは、お手元に資料2-1、2-2、2-3の三つをご用意ください。

地球温暖化対策地域推進計画につきまして、本日は中間報告になります。

資料２－１は、改定の概要、改定に至った主な要因ですとか、改定の主な内容といったところをまとめてある資料になりますが、これにつきましては、３月の審議会で報告済みですので、参考資料ということで説明については割愛いたします。

では、資料２－２をご覧ください。こちらの冊子は、表紙にも書いてありますが、冊子にした時に、どのような項目で構成していくかといったものをまとめたものになりますので、まだあくまでもイメージという段階になります。文章が入っている部分もありますが、まだ事務局のほうで精査しきっていない未整理の状態のものもありますので、恐れ入りますが、ご了承ください。

では、１枚めくっていただいて、目次をご覧ください。新たな計画の構成になります。

まず、第１章で、計画策定の背景を説明し、第２章で、期間、目的といった計画の基本的な項目についてご説明いたします。

９ページの２．計画の位置づけの一番下を書いてありますが、地球温暖化対策地域推進計画につきましては、温暖化計画という名前を持ちつつ、気候変動適応法に定める計画も兼ねる計画になります。

目次に戻っていただきまして、第３章で地球温暖化の現状と予測を行い、第４章で対策の目標を掲げます。この３章と４章につきましては、現在集計中でございますので、具体的な数値につきましては、まだこの冊子の中には盛り込んでおりません。次回、ご提示したいと思えます。

第５章、こちらが具体的に市は何をしていくのかというところとなりますが、実際に温暖化しているこの地球の状況をこれ以上進行させないようにするために何をしていくかという緩和策の取組内容になります。

第６章は、地球温暖化が進行しているこの現状に対しての適応策の取組内容を盛り込んでいきます。

第７章では、今の計画にも載せていますが、家庭や事業所などで、日常の活動の中で取り組んでいけることについて述べていく予定です。

計画の全体構成としては、このように考えております。

新たな計画の取り組みを策定する前に、現在の計画の取組状況について簡単にご説明いたします。６ページをご覧ください。

６、７、８ページで、現在の計画に掲げている取組状況について、簡単に主なものを載せています。全体的な状況としては、おおむね順調に進んでいる状況ですが、幾つか

取り組めていないものがございますので、その辺りを中心にご説明いたします。

6 ページの重点プロジェクト1、家庭における省エネの推進について、省エネアドバイザー派遣が×になっています。これは、市で独自に家庭の省エネについてアドバイスができる方を認定し、ご家庭に派遣をしてアドバイスをするといったことを考えていました。東京都が同様の事業を行っていたのですが、家庭に他人を入れるということについて、なかなかハードルが高い事業でして、実際東京都でも30年度にやめてしまっています。状況としては、本市も同じ状況ではあるのですが、その代わりに、八王子市ではご家庭に伺うのではなく、地球温暖化防止活動推進員の皆さんが、講座を開催し、もっと気軽に参加していただけるような事業を行っておりますので、形を変えて実施しているという状況があります。ただ、省エネアドバイザー派遣という言葉では取り組んでいないということになりますので、×としております。

7 ページの重点プロジェクト2、事業者における省エネの推進について、建物の省エネ化の推進に×が付いています。こちらについては、中小事業者の省エネ改修に対して、市が補助を行う事業があり、具体的な省エネの手法について、情報提供が十分ではないという状況がありますので、ここでは×にしております。ただ、こちらにつきましても、地球温暖化防止活動推進員の皆さんが省エネ相談会を企画して、その申し込みの受け付けもしているという事業がありますので、形を変えて取り組んでいるという状況です。

重点プロジェクト3、交通分野における省エネの推進について、こちらは資料を少し訂正させてください。△のところで、地産地消の促進とコミュニティサイクルの導入検討の二つを挙げていますが、コミュニティサイクルの導入検討につきましては、市の中で既に関係所管が集まって、検討を始めているところです。実際に事業の具体化というところには至っていませんが、△というよりは進行中となります。地産地消の促進については、道の駅でしたり、市内のスーパーなどを初めとして、さまざまところで八王子市産の野菜などを売っているのですが、それによるCO<sub>2</sub>排出量の削減量に対する現況などがつかみにくいところもありますので、少し厳しめに評価して△としているところです。

重点プロジェクト5、再生可能エネルギー導入方針の推進について、再生可能エネルギーの導入モデルの展開が×になっています。こちらにつきましては、現在、足湯を運営していますが、それ以外の導入モデルにおいて、展示などの事業展開ができておりませんので、進捗していないと評価しております。

8ページの重点プロジェクト6、地球温暖化対策の基盤整備について、産学連携による中小企業支援が×になっています。こちらは、中小企業の新規性が高い優れた商品の普及を目指して、市が基準を満たした商品を認定する新商品開発認定制度というものがあり、必要に応じて市が試験的に購入するといったこともしております。

その中で一つ、環境に配慮した商品がありましたが、取り組んでいますと言い切ってしまうとよいか迷うところがありましたので、進捗していないと評価し×にしました。

重点プロジェクト7、地球温暖化に関する環境教育・環境学習の充実について、環境学習拠点の充実に×が付いていますが、こちらは訂正させてください。

現在、環境学習室として北野のあったかホール内にエコひろばがございますが、それ以外に戸吹清掃事業所を会場としまして、戸吹クリーンフェスタという地域の方と一緒に環境啓発のイベントを実施しているところです。そういったところも、拠点の充実というところに当たると考えますので、順調に取り組んでいるとし、○に変更させていただきます。

重点プロジェクト10、地球温暖化の影響に対する適応策について、新たな影響に対する適応策の検討・実施に×が付いていますが、こちらは新たな計画に合わせ適応策を変更いたします。

今、取り組めていない施策だけご説明したのですが、全体的に見ますと順調に進んでいるものが大半でございます。取り組めていないものなどについては、先ほどの省エネアドバイザーの派遣のように、既に時事に合わなくなっているのかとか、発展させていくべきではないのかといった検証を行いまして、新たな計画につなげていきたいと考えており、それが19ページに続きます。19ページをご覧ください。

現在の計画の取り組み状況の検証なども行った上で、新たな取り組みを考えていくのですが、現在①から⑩までの10の分類で考えております。

ここに挙げている以外の分類の中にも、もちろん取り組みはたくさんあるのですが、市が重点的に取り組んでいくのは、この10のプロジェクトに分類する事業ということで考えています。

①から③につきましては、二酸化炭素の3大排出源になりますので、特に取り組みが必要であると考え、最重点プロジェクトとしてこの三つを挙げています。

④から⑨につきましては、国の温暖化対策計画の中でも、地方公共団体が対策をとるべき項目として挙げているものです。

最後の適応策につきましては、先ほどお話したとおり、適応計画としての顔も持つ計画ですので、この項目を載せています。

では、この10のプロジェクトの中で何をやっていくのかということですが、20、21ページをご覧ください。

各プロジェクト毎に紙面を構成して、右側のページに④構成する主な取組みとありますが、このように具体的に取り組みを載せていくということで、計画を策定していこうと考えています。

このページもまだイメージですので、取り組みについて完全に調整が終わっていないところですが、このようなイメージで具体的に何をするかを載せていこうとしております。

その具体的な取り組みを考えるに当たり、本日ご意見をいただきたいところが、資料2-3になります。

現在の計画から持ち越すもの、発展させるもの、新たに取り組むものを考えていかなければいけないのですが、その新たな取り組みを考えるに当たって、資料2-3にあります「題材」を各担当課に、こういった題材で何か取り組むことはできませんかということで、投げかけをしております。

それがどういう形になるかというのが、この資料の一番右端「計画記載案」になります。

例えば、エコツーリズムという題材に対して、計画記載案の欄には、エコツーリズムの概念を活用し、「高尾山」を代表する豊かな自然や歴史・文化の保全を図ります。とあります。

これは、資料2-2の21ページの取組内容の一番上に載っていますけれども、このような形で具体的な取り組みとして載せます。

また、資料2-3の2ページをご覧ください。題材の欄にSDGsとありますが、計画記載案をご覧いただくと、第一章の中で掲載する旨が書いてあります。

このように、SDGsについての具体的な取り組みを載せるというよりは、第一章に計画策定の背景、意義の中で考え方をまとめていこうという案です。

さらに一番下に行っていただきますと、急速充電器について記載がありますが、これについてはコラムとして掲載と書いています。これは、計画記載案にもありますように、市として直接増設といったことは、今は考えていないのですが、EVを促進、推進して



いくためには必要な施設と考えますので、皆さんに知っていただきたいというところで、コラムという形で計画に載せてはどうかと考えます。

このように、題材をどこに当てはめていくのかというのが、計画記載案に載っているという資料になります。

私たち事務局の方で提案しました題材はここに載っているとおりですが、これ以外で、ほかの視点や、取りこぼしはないかといったことですか、考え方について、ご意見をいただければありがたいと考えております。

以上です。

○**奥会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。まず、資料2-2について、まだイメージの段階ではありますが、大体目次に示されているような構成でよいかというところですね。

中身については、資料2-3で抽出をしていただいているので、これで十分かどうかという、そういう判断面からご意見をいただきたいということだと思いますが、いかがでしょうか。どこからでもよろしいかと思いますが。

どうぞ。櫻井委員。

○**櫻井委員** 幾つかあるのですが、資料2-2の6ページにある図は確定値と考えてよろしいのでしょうか。

○**南部環境政策課長** これは現在の計画から持ってきたものですので、確定値になります。

○**櫻井委員** それで、排出係数が固定ですので、恐らくこれが減っていているのは市民による努力、省エネの意識の向上とかが要因と考えてよろしいですか。

○**南部環境政策課長** そうですね。

○**櫻井委員** 今後、排出係数が変動になるということで、これは例えば横田委員とか大久保委員の意見を聞いてみたいのですけれども、恐らく原単位が改正されることになると思うので、より下がってくるのではないかと思うのです。

そういったときに、市民が行った努力と企業側の努力等がうまく住み分けられて、数字として出てくるのではないかと考えているのですが、その辺は取りまとめられないのでしょうか。

例えば、市民が努力によって減らした部分と、企業努力によって原単位の向上に貢献した部分というところは出てきたりしないのかなと思うのですけれども。

○**南部環境政策課長** 厳密には難しいかもしれないのですが、新しく掲げた取り組みで、

削減見込みは出せるのではないかと思います。

○櫻井委員 固定から変動にするというのは、既にこの図にある数字に対して、もう一回再計算はしないという認識でよろしいのですか。

○南部環境政策課長 していきます。ただ、基準年が変わりますので、少しこの表とは違った表にはなってくるのかと思います。

○櫻井委員 そうすると、違う数字が二つになってきたときに、それは何で違うのかと考えると、市民の努力かどうなのかという議論に展開するか、もしくは単純に方法論に変わっただけなのですよという、変わったことだけがひとり歩きしないほうがいいのかと思います。その落としどころをうまく見つけないといけないかなと思ったのです。

それでほかの委員の先生のコメントがいただければなと思っております。

○奥会長 はい、どうぞ。

○横田委員 排出係数は当然ずれてくるということで、ほかの自治体さんの審議会に行っても、住民の方の努力が見えないではないかということになっていくことがあります。東京都も今は、一定の決めた数値で指標を決めているのですけれども、確かに一定のところを決めておかないと、実際にずれたときの計算の仕方と、参考に並べて実際に皆さんが取り組んできたことで、これだけ減っているのですよと出していくほうが、確かにいいのかもしいですね。

なぜこうなのかということを書きのように書いて説明をした上で、実際の係数で行うとこうなりますと。でも、定期的に決めた数字の場合と比較するとこうですよという、お示しの仕方のほうが実際に行動している方々のモチベーションとしては下がらない。

○櫻井委員 それは、CO<sub>2</sub>の排出量で見せるものではなくて、消費電力量で見せるとか、そういうことも一つの案ですね。

○横田委員 そうですね。

○奥会長 そういう意味では両方併記しているケースもありますよね。

○南部環境政策課長 東京都の計画は両方併記していますね。

計画を改定するとき、実数に変えていこうという方針がありましたけれども、委員がおっしゃるように、せっかく頑張っている努力が全く見えなくなってしまうと、やはりモチベーションが下がる要因になりますので、参考に両方併記といった形で見せることも重要なのかなと思います。

○**奥会長** 努力部分が見えるような示し方というのを出すべきだということですね。

○**櫻井委員** よろしいですか。資料2-2の8ページにある重点プロジェクト10、適応策の中で治水対策事業の推進がありますが、資料2-3の5ページで適応策を見せていただくと、次の資料1、2で説明されているハザードマップと水防計画等が挙げられていると思います。先ほどみどりの計画でも、里山保全等での土壌の水分量の保持が適応策につながるのではないかという議論もありましたので、資料1、2、3がうまく接続して適応策につながってくると、いいのかなと思った次第です。

それと、資料2-2の10ページ、計画の位置づけにある適応法の中で、努力義務となっている地域拠点の策定と地域計画の策定は、八王子市としてこの計画のどこに入ってくるのか、また、地域の拠点としてはどういった点を考えているのかというのが、この表の中だとわからなかったのですけれども、それについてお伺いしたいです。

基本での適応法の中で、まず地域で計画をつくりましょうというのが努力義務であって、あとは地域の拠点も設置してくださいということが明記されていると思うのですが、八王子市の中でそれら二つに対してどういった対応をするのかということ、確認させていただきます。

○**南部環境政策課長** まず、計画につきましては、資料2-2の9ページで、温暖化計画を適応計画として位置づけており、二つの顔を合わせ持つ計画として整理をしようと考えています。

適応計画の取り組みとしては、22ページに適応策を載せていくという構成で考えております。

○**高橋主事** 補足させていただきます。今現状として、地球温暖化防止活動推進センターといって、クールセンター八王子というのを設けておりますが、その中で適応センターとして関連づけられないかということは、これから検討させていただきたいと思っております。その為、現段階でお答えはできないのですけれども、これからの議論の中で、そういったセンターの位置づけができるかどうかということを検討させていただきたいです。

○**櫻井委員** これからの検討で全く問題ないと思うのですが、既存の方に対して、それに補完させるというのであれば、そこがこれに対してどう対応しているのですということ、うまく見えるように、アピールできたらいいのかなと思いました。

最後に化学記号ですけれども、CO<sub>2</sub>とかCH<sub>4</sub>とか数字の下つき等がないも

があるので、念のためお伝えしておきます。

○**奥会長** ありがとうございます。

最近、国の資料でも、数字が大きいままになっているものが見受けられます。

○**櫻井委員** 市民も目を通されると思いますので、長々とすみません。以上になります。

○**奥会長** ほかはいかがでしょうか。

○**荒井（冨）委員** 資料2-2の1ページ、下の図にメタンガスが出てきて、11ページにもCO<sub>2</sub>のほかにCH<sub>4</sub>が出てきているのですが、こういった会議に出ているとCO<sub>2</sub>だけがいつもクローズアップされて審議されています。

実際に、メタンガスはCO<sub>2</sub>に比べてどのぐらいの比率で地球上にあるのかというのと、温暖化率はCO<sub>2</sub>に比べて何十倍かという数字を度々耳にします。ですので、例えばメタンガスの対応はどういうことができるのかなどというのが、なぜ表現されてこないのかなと思っているのですけれども。

○**南部環境政策課長** 温室効果ガスの中には種類が7種類あるわけですが、その7種類のうちCO<sub>2</sub>が9割以上と大半が二酸化炭素ということになりますので、他の自治体の計画でもそこを中心という表現が多いかと思います。係数としては二酸化炭素が1としたらメタンは21というくらい、かなりの影響力はあります。ただ、実際の排出量を比べると二酸化炭素が一番多くなりますので、どうしても二酸化炭素の排出量を対象とした取り組みが中心となります。

○**大竹委員** 私も講座をよくやらせていただくのですけれども、やはりメタンなどそういったものは、私たちが影響を与えられない、私たちが改善できないのですよね。牛などからの排出ですので。

でも二酸化炭素というのは、やはり影響力が一番大きくて、私たちが改善しようと思えばできる問題なのですよね。

ですから、そこにどうしても焦点がいくという形だと思いますね。

○**奥会長** ただ、市として対象がこの7種類ありますといっているのに、CO<sub>2</sub>の話ばかりになっていて、ほかのガスについてはどうなっているのだという、そういうご意見ですので、そこはきちんと説明はしていただく必要があると思います。

○**南部環境政策課長** 現行の計画の中でも、まずは7種類ありますというご説明をした上で、CO<sub>2</sub>を対象としていることについて説明しているので、ほかの6種類についても、きちんとした説明が計画の中でされるようにしていきます。

○**奥会長** 最終的には、CO<sub>2</sub>換算するということではありますね。

○**荒井（和）委員** 資料2-2の14ページの表を見ると、2016年に二酸化炭素は214万トン出して、メタンは5千トンですね。ですから、量が全く違うと思います。

逆に言ったらハイドロフルオロカーボン、いわゆる代替フロンですよ。割合的には2~3%ですので、そういった意味で対策とかも特にないのかなと。

やはり、重みづけとしてCO<sub>2</sub>を一番に持ってきているのかなというのは思いました。

○**南部環境政策課長** 先ほど大竹委員がおっしゃったように、例えばメタンですと、家畜の腸内発酵が発生源ですが、二酸化炭素は化石燃料の燃焼が主な排出源ですので、市民一人一人、事業者それぞれが努力して改善していける余地のあるものであり、先ほどもお話がありましたように6ガス発生源への対策としては、市単独ではなかなか対応が難しいところですよ。

○**荒井（和）委員** 排出量の算定報告も、非常に分厚いものを見てやらないといけない。また、家庭における省エネの推進で、家庭活動において一番わかりやすいのは給湯器、いわゆるお風呂ですよ。ガスとか、灯油はあまりないですけども、ガスとか電気で炊いたときにどれだけCO<sub>2</sub>が出るか。

その次は、冷暖房ですね。あと照明とかコンセントだと思うんですけども、家庭の中でどういう形でCO<sub>2</sub>を出しているかといったところを掘り下げてみたほうがいいのではないかなと思います。

資料2-3の家庭における省エネの推進の題材で、エコツーリズムとありますが、申し訳ないですけども、家庭部門ではないのではないですか。

市民の活動としてはCO<sub>2</sub>削減になるのですけれども、エコツーリズムでガスの給湯器、お風呂のCO<sub>2</sub>が減るのかというところとそういうわけでもないと思いますし、まずどこに紐づくのかということの効果をきちんと検証していったらいいのではないかと思います。

クールチョイスというのは、これは家電の関係が入ってくると思うので、いわゆる家電の買い替えによって電気使用量がとても減るという形で、家庭にとっては効果があると思いますし、また、エシカル消費もわかるのですが、これはどちらかと言うと事業者側のほうにあるのではないかと思います。家庭の中でエシカル消費という形でどう持っていけるか、そういったところをもう少し掘り下げると、事業者への対策というのは、省エネ法のエネルギー管理標準を見たら非常にたくさんあるんですよ。

空気比の管理、ボイラーの空気管理関連ですね。特に中小企業になるとそういったと

ころを全く知らずに、昔のボイラーを使ってガスを無駄にしている。

もしくは、低温だったらヒートポンプに変えたらお金も安いし、効率もいいという形になったりするのです。

やはり、もう少しそういった専門的なところも掘り下げてもいいのではないのか。市内の中小企業者さんに省エネ対策はいっぱいあるのだよということを示せるようなものを出してあげたほうがいいのではないかなと思っていたところです。

交通分野のEVについても、家庭でのEVですと確かに家庭で使っているガソリンの削減には寄与しますが、当然家で充電するので、その充電した電気は家庭部門にプラスになると思うのです。それを切り分けてやっていくということはまずないと思うのです。

そういったところもきちんとアナウンスして、効果としてはガソリンの削減でCO<sub>2</sub>が減るけれども、家庭で電気を使う量は増えるのですよね。

ですから、そういったところももう少し、この計画記載案の横にどういうところで、CO<sub>2</sub>の削減効果があるかというのを、付け加えたほうがわかりやすいかなと思ったところです。

○南部環境政策課長 どの重点プロジェクトにぶら下がるかというところが、まだ仮の状態です。これから実際にどういう取り組みになるかというところなども整理していく中で、おっしゃるように別のプロジェクトにぶら下がったりするということも出てくるのかなと思います。

先ほどのエコツアーリズムも教育のほうに入れたらいいのではないかという考え方もあります。エシカルについては、事業所分野のほうの考え方もあるのですけれども、購入する側が、多少高くても環境に配慮した商品を選んでいくような教育をしていくことも必要ですので、今は学校にぶら下がっているのですけれども、もしかするとそこも別のところになる可能性はあります。

○荒井（和）委員 それも、家庭ではないですね。

○南部環境政策課長 環境教育など、いろいろな可能性がありますので、また具体的な取り組みができた時点で、この分類も整理していきたいと思います。

○荒井（和）委員 そういう意味で、前段で家庭における省エネの推進、事業者における省エネの推進、交通分野でも省エネの推進と書いてあるのですが、その分野はどのようにCO<sub>2</sub>を出しているのかという表を作ったらいいのではないのでしょうか。家庭の場合はよく出てきますけれども、事業者の場合は、ビルの場合とか工場の場合とかさま

さまざまありますので、代表的ないわゆるオフィスビル系のものとか、工場系のものという形でもいいと思いますので、そういったところを示しながら、このいろいろな施策がどういうCO<sub>2</sub>削減につながっていくかということを整理していくほうが重要ではないのかなと思います。

○南部環境政策課長 代表的なところを示して、それに対して例を示したらいいですか。

○荒井（和）委員 そうですね。もともと省エネ法のエネルギー管理標準でしっかり決まっているものがあるので、専門的な部分ではありますが、そういったところを紐解きながら行えばいいのかなと思います。

○奥会長 実態をまずは明らかにした上でというご指摘だろうと思います。

それは、恐らく現行計画でも前提条件として出していたはずですので。

○南部環境政策課長 推計の途中ですので、引き続き行っていきます。

○奥会長 お願いします。また、資料2-2の20ページ、21ページにあるような形で、ほかの部分に示されると、資料2-3がどう生きてくるのかというところが見えてきますので、これは次回示していただいて、また議論したいと思います。

ほかはいかがでしょうか。お願いします。

○西川委員 資料2-2の6ページ、7ページ、8ページ全体について、重点プロジェクトの取り組みと評価ということで紹介していただいたのですが、きちんと評価されていると思うのですが、紙面からは評価法というのがどうなっているのかがわかりません。定量評価ができないものがたくさんあると思いますので、定性評価ということになるかと思うのですが、評価をどのようにしているのかというのが見えてこず、もう少しそういったものがあつたほうが、今後の取り組み方をどれぐらい評価するかということにも、次の計画にも反映されるかだと思いますので、少し「見える化」していただくほうが良いと思います。

例えば、重点プロジェクト7の環境学習拠点の充実は、×か△ではなくて、今実行中とか、もう少しわかりやすいような表現の仕方のほうがよろしいのではないかなと思いました。

○南部環境政策課長 ありがとうございます。大まかな表現にし過ぎると、どういった評価なのかというのがわかりにくいと思いますので、現行計画を整理して行く中でわかりやすくまとめていきたいと思います。

○奥会長 次の計画でどこを重点的に行うということにつながっていく話ですから、重要

なところだと思います。事務局の感覚的な評価にとどまっているような感じですから、計画の進捗状況を踏まえて、どこまでいけば○、どこまでだったら△、×というのを、もう少し判断基準を明確にしっかりしていく必要があると思いますので、お願いいたします。

○南部環境政策課長 ありがとうございます。

○奥会長 ほかはいかがでしょうか。

○大久保委員 前にも少しお話したと思うのですが、今回、資料2-3でそれぞれの題材を挙げていただいて、それに対して1対1の取り組みを書きいただきましたけれども、我々としては暮らし方であるとか、社会がどのようになっていくのかというイメージを持っていただくのが良いと考えています。EVやZEHもそうですし、V2Hもそうですし、全部が連関している。家に太陽光発電設備を設置して、EVを蓄電池として使って、HEMSを使って極めて効率的な、いわゆる地産地消の家というのは、もう出来つつあるというような、それぞれのものがどうつながっているかというイメージを、きちんと皆さんにご提示したほうがよいと考えます。それぞれのものに、ただ補助金を交付するというのではなくて、一つでだめだったら二つの場合はこういう支援をしますというように、それぞれの題材ごとの連関に対して、八王子市としてどうできるかということをご提示したほうがいいかなと思っています。これはV2Hもそうですし、V2D、いわゆるEVと事務所を組み合わせるとして太陽光としてセットでこれも地産地消で、そこで自己完結している暮らし方、または事業運営の仕方という形は既に出てきているので、そういうことをイメージできるようなものをしっかり提示した上で、我々としてはどうやって支援していくのかということ、明確にしたほうがいいかなと思います。

別々の対策になると、何となく場当たりの印象になってしまう。我々が向かおうとしているところはどのような暮らしなのか、どのような社会なのかということをご提示してしっかり取り組んでいただく。

その中で、急速充電器がどうしてもインフラとしては必要なので、ここは事業者であるとか、ほかの企業であるとか、そういったところにある意味働きかけて、それがきちんと連関していくように、EVは乗り物であり、電池であり、また太陽光が余ったときに、これからは値段が安くなるから、電池を貯めたほうがお得になりますよ、エネルギー的にもロスがないですよという全体的なイメージを見せてあげることが必要だ



と思います。それを象徴的に、間に合うかどうかわからないのですけれども、これからつくる公共施設の小さい規模でもいいから、このように関連しているのですというようなものを実地で見せてあげられるようなものがあるとわかりやすいのではないかと思います。そういうような形にうまく全体の計画がスマートシティに向かっていくようなことを、イメージで見えるようにしてもらおうと、我々のほうで協力できることがあるかもしれません。以上です。

○南部環境政策課長 ありがとうございます。個別の取組として示されると、生活の中に取り入れられるものなのか取り組みのイメージがしにくいというところがあると思います。この計画をつくることの大きな目的の一つは、皆さんの生活の中に温暖化対策というところを取り入れていただくということになりますので、それをイメージしやすいような形で、見せていきたいと思います。

○大久保委員 既に太陽光を持っていらっしゃる方もいるし、EVを持っている方もいる。では、次に自分はどの段階に行くのかということがうまくイメージできると、進みやすくなるのではないかと思いますので、意識の高い人たちが次の一步を踏み出しやすいようにしていただきたいと思います。

○南部環境政策課長 はい。計画を構成していく中で検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○奥会長 ありがとうございます。

○荒井（和）委員 一つだけいいですか。資源循環の推進のCO<sub>2</sub>削減で、八王子市さんは、廃プラチップ関係は、容リプラでしっかりと分けると、マテリアルリサイクルという、いわゆる燃やさずにCO<sub>2</sub>にならないという形で循環させていて、それこそ家庭で日常的に取り組んで、廃プラを燃やすのを回避する取組ですね。そういう取り組みはいい取り組みだと思うので、恐らく前から行っているかと思うのですけれども、もっと容リプラの分別の徹底というものを働きかけると、より一層いいのではないのかなと思いました。

○南部環境政策課長 ありがとうございます。

○奥会長 まだまだご意見おありかと思えますけれども、かなり時間が厳しい状況になっておりまして、特に資料2-3は球出ししていただいている内容で十分なのかということもありますし、資料2-2のほうで、まだまだいろいろご指摘があろうかと思いますが、後でお気づきになられた点については、メールでも事務局にお知らせいただく

ということをお願いしたいと思います。

では、次、3になります水循環計画のほうに移らせていただいてもよろしいでしょうか。水環境整備課長から、ご説明をお願いします。

○谷口水環境整備課長 水環境整備課長、谷口と申します。よろしくをお願いします。

八王子市水循環計画改定の中間報告をさせていただきます。お手元の資料3-1をご覧ください。

今回の改定に当たりまして、基本的な方針ですが、計画対象年度としましては令和2年度から11年度までとなっております。

基本理念や将来像につきましては、現行計画を継承しますが、これまでの取り組みの状況や社会状況との変化を踏まえまして、課題設定並びに施策の再構築を行います。

2の主な課題ですが、水質の改善を踏まえた環境についての課題設定・施策の再検討、それから治水に係る全市的な雨水対策の検討、下水道等の施設マネジメントの見直し、流域マネジメント、地下水マネジメントの明確化、身近な水辺の復活10年プロジェクトの再構築としております。

3番目に、改定計画の施策体系という図が載っています。

こちらは、1の健全な水循環系再生の4つの行動の推進に係る施策といたしまして、雨水を浸透させる、生きものの棲む水辺を育てる、水を上手に使う、水を治める、この4つについて、今回は中間報告をさせていただきます。

続きまして、もう一つの資料です。資料3-2、5ページをお開きください。

2の生物多様性の保全と清流の復活ですが、現行の計画では、子供たちでにぎわう清流の復活と、生物多様性の保全が課題となっておりますが、これらを統合いたしました。

また、国や都による河川工事により整備され、親水性や自然性が向上した場所についての維持管理のあり方についても課題として整理をしています。

続きまして、6ページをご覧ください。4番の急務となっている豪雨対策と上下水道の延命化となっております。

こちらにつきましては、重点地区において対策整備が進みつつあるゲリラ豪雨対策を市内全域で検証する必要があるとしています。

また、上下水道施設は老朽化が進んでいることから、耐震化を踏まえた上での老朽化対策が必要であります。

続きまして、14ページをご覧くださいと思います。先ほどの概要でもお示しいたしましたが、健全な水循環系再生の基本方針について、計画の体系図を変更してまいります。

真ん中の基本方針に三つ記してありますが、これにそれぞれ施策がぶら下がるような形態になっております。

続きまして、21ページをお開きください。きれいな水が湧き出す水源域の保全となっているものを、今回の改定で、水源域や緑地の保全を付け加えています。

これは、地下水の保全や活源水路の確保の施策に特化するための整理ということになっております。

次に25ページをお開きください。2番の生きものの棲む水辺を育てると同様の施策に位置づけをしています。

これは、みどりの基本計画では、農林業の進行施策と連携して取り組むため、自然環境の課題と位置づけをしています。管理指標は自然性・親水性を高めた水辺の箇所数としております。

続きまして、30ページをお開きください。水路の水辺づくりと維持管理についてですが、自然に配慮した水路整備について、整理をしています。

アの基本的事項としまして、治水上の安全安心確保。自然環境や景観の保全、地域文化との調和の視点。それから、親水関係の視点。地域との協働の視点。イといたしまして開渠構造を原則とすること。ウが水源や機能による分類。エといたしまして、適正な維持管理。以上を挙げています。

続きまして31ページですが、現行計画における、湧水や休耕田を生かした水辺づくり、これを、湧水地をいかした水辺づくり及び谷戸の生物生息空間づくりと変更しています。

33ページをお開きください。現行計画では、生活排水対策の推進としていたものを、下水道への接続促進と水質管理としています。

取り組みにつきましては、河川や水路、地下水の水質調査と工場などへの立ち入り検査と指導、この項目を追加しています。

飛びまして、42ページをご覧ください。施策3の水を上手に使うでは、地下水の保全と利用を挙げ、地下水マネジメントとして、地下水揚水規制の指導と、地下水のモニタリングを業務委託で行い、把握して適切な利用を図ってまいります。

続きまして、43ページをご覧ください。環境学習拠点づくりを、水辺の楽校と環境教育・環境学習とします。これは、平成26年度に水辺の楽校の登録がされたことによるものです。

続きまして、49ページをご覧ください。水を上手に使うでは、表4-2水辺のすこやかさ指標でモニタリングを行います。

水辺の利活用環境をモニタリングするもので、水質におきましてはBODの環境基準は達成していますが、河川の水質累計の指標5項目のモニタリングを引き続き行い、さらなる水質改善のため、啓発を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、50ページをご覧ください。4番水を治めるでは、内容に「おおむね時間60mmの降雨」を追加いたします。これにつきましては、浸水想定区域図との整合を図ってまいります。

51ページでは総合的な治水対策事業の推進に、洪水ハザードマップの普及を追加いたします。

総合防災ガイドブックの発行、これは全戸配布を行ったことの折に触れ、説明啓発を行います。

4つの行動の計画期間目標と、管理指標を資料3-1の3ページにお示ししました。

一つずつご説明いたしません、ご覧いただければと思います。

本日は、水質及び生物多様性に係る課題と施策の統合で、4つの課題と4つの行動に整理をした内容について、ご意見いただきたいと思っております。

説明のほうは以上となります。よろしくお願いいたします。

○**奥会長** ありがとうございます。

ただいま、ご説明ありました内容につきまして、ご意見、ご提案などございましたら出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

今回は、基本方針1の中身を問う施策についてですね。ここまでご意見を頂戴したいということですが、残り二つの基本方針とその下にぶら下がる施策については、次回になりますね。

○**谷口水環境整備課長** 次回、ご提案させていただきます。

○**奥会長** いかがでしょうか。どうぞ。

○**西川委員** どこでお話をされたか、今探せていないのですけれども、水質の調査でBODの指標をお使いになっているところで。

○櫻井委員 49ページです。

○西川委員 BODを使っていて、大体いい数字が出ているというお話をされていたのですけれども、CODはお使いにならないのでしょうか。なぜかというとならBODは測定に時間がかかるかと思うのですが、CODは割と短期間で出るので、最近、各種いろいろなところでBODよりCODのほうがよく目にするのですけれども、CODの指標というのはお使いにならないのでしょうかという質問です。

○赤尾課長補佐 CODに関しまして、自然性といいますか、ナトリウムとかそういうものが場所によって水源の中にどうしても出てきてしまうところがあります。地質上、仕方がないのですが、それを全部の河川に当てはめることは難しく、BODですと指標的にどんな川の水質に対しても合致するというので、BODを使用しております。CODは数字的に非常にいいところもあれば悪いところもあり、秩父のほうや足尾銅山とかそういう地質の上流から流れてくるものは、やはりCODが高くなってしまいますので、そういったことを考えてCODは外させていただいています。しかし、モニタリングとしては5項目に関しては続けていきたいと考えているので、その川の平常値は把握しておき、それ以上のものが出たときに、その原因というものを追加して、工場なり排水先を調べるといっていききたいと考えています。

○西川委員 現状は、モニタリングされているということで、公表値としては出してないということですね。

○谷口水環境整備課長 生活環境の保全に関する環境基準というもので項目が決められておまして、その一つがBODという形になっていますので、基本それに則った形で水質のほうを調査してございます。

○西川委員 はい。

○奥会長 ほかはいかがでしょうか。

○荒井(和)委員 34ページの個人設置浄化槽維持管理の徹底といったところで、合併浄化槽については、下水区域だったら下水接続という形でできると思うのですけれども、単独浄化槽は、いわゆる雑排水がそのまま河川に流されている状況ですので、それに対して何か市として打開策はありますか。

○赤尾課長補佐 市の中で接続の推進はしており、尚且つ、補助を出すなど、適宜行っているのですけれども、どうしても各家庭の事情がありまして、つなげない状況があります。市で、訪問指導をして可能な限りつなげていただけませんかというような声掛けも

継続して行っていこうと考えております。

○荒井(和)委員 下水道エリアより、山間部の浄化槽が設置されないところというのは、やはり市のほうの設置型に変えていこうということですか。

○谷口水環境整備課長 そうですね、下水道区域を外れた部分については市設置という形をとりたいのですが、どうしても個人負担というものが出てきますので、やはり問題になってくるのが高齢者の世帯で、それだけのお金をここに投じることは難しいというお話をよく耳にするというのがございまして、その辺をご理解いただくというのなかなか難しい現状があります。

○奥会長 よろしいですか。次回、まだ残りの部分もお示しいただくということですので、今回の部分も含めて、また次回改めてご意見いただくということでもよろしいかと思えますし、また後でじっくり見ていただいてお気づきになった点は事務局のほうに、ご指摘、ご連絡いただくということでもよろしいでしょうか。

(はい)

○奥会長 では、そのようにお願いしたいと思えます。

もう一つ報告がありますので、事務局からお願いしたいと思えます。

○三田主任 それでは、資料4をご確認ください。こちらは今年の3月に中間会計を行いまして、それに応じて30年度の実績をまとめたものになります。

2ページの2を見ていただきたいのですが、こちらは基本施策がありまして、それぞれに成果指標と取組内容というものがあ、成果指標の実績と取組内容を合わせて、最終年度に向けて評価をしています。

3ページ以降を見ていただきたいのですが、最終目標に向けた評価の中で、全部で15施策あるのですが、遅れているもの、やや遅れているものだけをご報告させていただきたいと思えます。

まずは、3ページの基本施策I-1みどりの多面的機能の活用ですが、市が保全をすすめている里山の数の最終目標が6か所になっていますが、30年度の実績には3か所となっております。

29年度から引き続き、市が保全を進めるというような形での里山の数は増えておりませんので、やや遅れているとさせていただきます。

今後の展開としては、数を増やすこともさながら、里山の管理、活用を図るため拡充を行っていくことになっております。

続きまして、5ページ下の段、I-6生物多様性の保全をご確認ください。

こちらは、指標名が生物多様性の必要性を理解している市民の割合ということで、最終目標値は50%になっています。

これは、市政世論調査の数字を活用していますが、平成30年度の実績は35.6%ということで、最終目標値に届かないような状況になっておりますので、評価としては遅れているとさせていただきます。

こちらのほうは、理解する市民の割合を増やしていくような目標になっておりますので、今後の展開としては拡充としまして、イベントや広報用紙などでPRを行うとさせていただきます。

続きまして、8ページをご覧ください。III-2環境情報の提供、収集及び活用になります。

こちらの指標名も日常生活において常に地球環境に配慮して暮らしている市民の割合ということで、市政世論調査の数字をとらせていただいています。

最終目標値は55%なのですが、30年度の実績として46.2%ということで、やはり評価としてはやや遅れているとさせていただきます。

こちら、市民の意識の向上を目指しているものですから、今後の展開としては拡充として、さまざまなイベントの実施とともに広く市民に情報発信を行い、意識の啓発を行うということで、展開を書かせていただきました。

雑駁ですが、進捗状況の報告ということにさせていただきたいと思います。

○**奥会長** ありがとうございます。

では、こちらの資料についても後ほど詳細をご確認いただくということでお願いしたいと思います。

本日は2時間という時間の中で3本の計画について審議しなければいけないという、非常に盛りだくさんで十分な時間がそれぞれにとれなかったわけですが、今後ご意見をいつまでにどういう形でいただくというのは、また後ほど事務局からご説明がありますか。

○**南部環境政策課長** それぞれの計画のスケジュールがあるかと思いますが、併せてご連絡をさせていただきます。

○**奥会長** そうですね。では、後ほどご連絡いただくことにしたいと思います。

では、最後に次第の5番目になりますが、その他、事務局からございますでしょうか。

○三田主任 今後の予定ですが、次回の審議会は9月の終わりから10月の初めぐらいを予定していきまして、またこちらも日程の調整ということで、皆様にメールをお送りさせていただきたいと思います。

また、本日の審議会の会議録ですが、今後事務局でまとめまして、皆様に内容確認をお願いした後、署名というのをさせていただくのですが、署名は順番にまわさせていただいておりますので、今回の会議録の署名は上村様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○上村委員 はい。

○三田主任 また、まとめた後にご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

○奥会長 ありがとうございます。

それでは、若干定刻を過ぎてしまいましたけれども、以上をもちまして令和元年度第1回八王子市環境審議会を閉会させていただきます。活発なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

午後5時4分 閉会

令和元年 10 月 17 日	署名人：上村 邦彦
----------------	-----------